秘 密 保 持 契 約 書（案）

国立大学法人佐賀大学（以下「甲」という。）と株式会社○○（以下「乙」という。）は、「【具体的な検討内容を記載】」に関する検討（以下、「本検討」という）を行う当たり、双方が開示する秘密情報の取扱い、保護、守秘管理その他関連する事項について、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（目 的）

本契約は、本検討の実施に伴い、開示側当事者（以下「開示者」という。）から受領側当事者（以下「受領者」という。）に開示される秘密情報の取扱い及び管理の条件について定めることを目的とする。

第２条（秘密情報の定義）

本契約において「秘密情報」とは、本検討の実施に伴い開示者から受領者に開示された情報であって、次の各号のいずれかに該当する技術上又は営業上の情報をいう。

（１）仕様書、図面等の文書（ファクシミリ、電子メール、電子ファイル等を含む。）、電磁的記録媒体又はサンプル等の有体物により開示又は提供された情報にあっては、当該文書、電磁的記録媒体又は有体物に「秘密」又はそれと同様の表示が明記されている情報（ただし、有体物の表示が困難な場合は有体物の提供時の送り状等に当該表示を明記することを妨げない。）。

（２）口頭又は視覚的方法により開示された情報にあっては、(a)開示の際に秘密情報である旨を受領者に告げ、かつ、(b)開示後３０日以内に開示者が「秘密」である旨を明記した書面その他の媒体を受領者に送付することによりその内容を確認した情報。

２ 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報から除外するものとする。

（１） 開示時に公知であった情報及び開示後に受領者の責によらず公知となった情報。（２） 開示時に既に受領者が保有していた情報。

（３） 受領者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

（４） 開示者の秘密情報に依存することなく、受領者が独自に開発した情報。

（５） 秘密情報から除外することについて書面により事前に開示者の同意を得た情報。

第３条（秘密情報保持義務／目的外使用の禁止）

受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報を、開示者の書面による事前の承諾なしに、本検討を行う上で開示の必要のある最小限の自己の役員、職員及び従業員以外の者に一切開示、提供又は漏洩してはならない。

２ 受領者は、開示者の書面による事前の承諾なしに秘密情報を本検討以外の目的に使用してはならない。

第４条（秘密保持義務の例外）

受領者は次の各号のいずれかに該当する場合、開示者の事前の承諾なしに秘密情報を開示することができる。

* 1. 弁護士、会計士及びこれらに準じる者に開示する場合
	2. 甲における学内での研究の発表会等において、発表の目的に必要と認められる限度で出席者に対し開示する場合（ただし、受領者が甲の場合に限るものとする。）。
	3. 官公庁若しくは裁判所の要求又は法令に基づき開示を要求された場合（ただし、受領者は、開示者に対して直ちに当該要求の内容を書面により通知し、かつ、十分な秘密保持の方策を講じるものとする。）

第５条（情報交換）

甲及び乙は、本検討のために必要と自己が判断した範囲で、相手方に対し自己が保有する情報を開示する。

２ 前項の開示は、次条に定める相手方の情報管理責任者（情報管理責任者が指定した者を含む。）に対して行うものとする。

第６条（秘密情報等の管理）

甲及び乙は、自己の情報管理責任者として以下の者を任命する。また、甲及び乙は、情報管理責任者を変更する場合、速やかに書面にて相手方に通知するものとする。

氏名 所属・役職

甲：

乙：

２ 受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報を自らが保有する秘密情報と同様の注意をもって管理するものとする。

第７条（複写・複製）

受領者は、本検討に必要な範囲で、開示者から開示を受けた秘密情報を複写又は複製することができる。

２ 複写又は複製した情報についても、秘密情報として本契約の対象とする。

第８条（知的財産権）

受領者は、開示者の秘密情報に基づきなした発明、考案、意匠、著作物等について知的財産権の出願又は登録申請を行うときは、事前に開示者に文書でその旨を通知し、権利の帰属、出願又は登録申請の内容その他必要な事項について、協議し決定する。

第９条（秘密情報の帰属と非保証）

秘密情報に係る所有権、知的財産権その他一切の権利は開示者が有するものであり、受領者に対する秘密情報の開示により、いかなる権利も、明示的又は黙示的であるとを問わず、受領者に譲渡又は許諾されるものではない。

２ すべての情報は「現状のまま」で提供され、開示者は、受領者に対して、その正確性、とりわけ第三者の知的財産権等を侵害していない旨及び受領者の商品等に適合する旨の正確性に関し、いかなる保証も与えるものではない。

３ 本契約の締結及び本契約に基づく秘密情報の開示又は受領は、当事者間の将来における共同研究、技術提携、ライセンス、製品の取引等の実現について、何ら確約するものではない。また、本契約を遵守した上で、甲及び乙は、現在又は将来において当事者間で行われる取引と同様又は類似の取引を、第三者と行うことについて制限されるものではない。

第１０条（技術情報等輸出）

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から受領した秘密情報及びこれを記録した一切の文書等（複製物を含む。）について、全ての関連法規、規則及び命令（輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する外国為替及び外国貿易法を含むが、これに限らない。以下「関連法規」という。）を遵守して取り扱う。

２ 甲及び乙は、関連法規に基づき必要とされる関係国政府（日本国政府に限らない。）の許可を得ることなく、本契約に基づき相手方から受領した秘密情報、これを記録した一切の文書等（複製物を含む。）及びこれらを使用して製造された製品若しくは装置又はこれらに係る役務を輸出又は再輸出してはならない。

第１１条（解除）

甲及び乙は、相手方が本契約の条項の一に違反した場合は、相手方への通知によって本契約を直ちに解除することができる。なお、本契約の解除日を本契約の終了日とする。

第１２条（有効期間・終了）

本契約は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日を有効とする。

２ 本検討の目的に関連する契約（共同研究契約等をいうがこれに限らない。以下「関連契約」という。）が締結された場合、関連契約が締結された日をもって本契約は終了する。

３ 甲及び乙は、相手方に対し、終了を希望する１ヶ月前に終了通知を送付することにより、協議のうえ、本契約を終了させることができる。

第１３条（存続条項）

第１１条又は前条により本契約が終了した場合においても、第２条、第３条、第４条、及び第８条については、本契約終了日から３年間有効に存続し、第９条、第１４条、第１５条、第１７条及び第１８条については、本契約終了後も有効に存続する。

２ 関連契約が締結され当該関連契約に情報の秘密保持に関する条項が記載されている場合、本契約における秘密情報は当該関連契約の秘密情報とみなし、前項は適用されないものとする。

第１４条（情報の返却・廃棄）

受領者は、本契約の終了日の翌日から起算して３０日以内に開示者からの要請があった場合、秘密情報を記録した一切の文書等（複製物を含む。）を開示者に返却若しくは廃棄又は開示者の指示に従い処置する。廃棄した場合は、廃棄したことを証する文書を開示者に提出するものとする。

第１５条（損害賠償）

受領者は、自己の故意又は重過失により本契約に違反し、その結果開示者が損害を被った場合にのみ損害賠償責任を負うものとし、その賠償範囲は、開示者が現実かつ直接的に被った損害（逸失利益、弁護士費用を除く。）のみとする。

第１６条（完全合意）

本契約は、本契約に基づく秘密情報の開示又は提供に関する完全な合意を構成し、かかる秘密情報に関する事前又は同時期の、口頭又は書面による全ての合意に取って代わるものである。本契約は、両当事者の権限を有する者の署名又は記名押印する書面による以外は、修正されないものとする。

第１７条（譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第１８条（紛争の解決）

本契約又はその条項に関連し、両当事者間で疑義、相違、又は紛争が発生した場合、両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決する。

２ 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

３ 本契約及びこれに付随する一切の約定に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１９条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ、確約する。

1. 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋當、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
2. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと
3. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
4. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
5. 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

２　甲及び乙は､相手方が本条第１項又は第２項に違反した場合、何らの責任を負うことなく、かつ、何らの催告を要することなく､直ちに本契約を解約することができる。

本契約の締結を証するため､本契約書２通を作成し､甲乙それぞれ記名押印の上各１通を保管する｡

　　　年 　　月　　日

（甲）佐賀県佐賀市本庄町１番地

国立大学法人佐賀大学

リージョナル・イノベーションセンター

センター長　豊田　一彦　　　　　印

（乙）

　　　　　　　　　　　　　　　　 印